三重県土地家屋調査士会
研 修 規 則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会会則第 85 条第 1 項の規定により、三重県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)が、三重県土地家屋調査士会会員(以下「会員」という。)等の資質の向上並びに業務の改善進歩を図るために行う研修事業を、体系的かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

（研修の内容）

第２条　本会は、前条の目的を達するため、次の事項に関する研修(以下「本研修」という。)を行う。

(1)　土地家屋調査士業務及び関連業務に関する事項

(2)　事務所の経営及び執務改善に関する事項

(3)　職業倫理及び土地家屋調査士制度に関する事項

（研修の実施）

第３条　本研修は、単位制により実施する。

２　単位制の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

（研修の種類）

第４条　本研修の種類は下記のとおりとする。

(1)　会員研修(定例研修・特別研修・日本土地家屋調査士会連合会年次研修)

(2)　新人研修(入会時研修・新人業務研修・日本土地家屋調査士会連合会新人研修・中部ブロック協議会新人研修)

(3)　役員等研修

(4)　補助者研修

２　前項の研修の実施に必要な事項は理事会が別に定める。

（運営機関）

第５条　この規則に基づく研修の実施機関は本会とし、その運営は、研修の種類により別に定めのあるものを除き、本会研修部が担当して行う。

（講　師）

第６条　各研修の講師及びその謝礼金は、研修の種類、内容、日程等に応じ、理事会の承認を得て別に定める。

（研修費用）

第７条　本会が実施機関として行う研修に要する費用は、この規則に特に定めのあるものを除き本会が支出する。

（受講義務）

第８条　会員は、三重県土地家屋調査士会会則第 86 条第 2 項の指定研修として、次の研修を受講しなければならない。

(1)　日本土地家屋調査士会連合会年次研修

(2)　新人業務研修・日本土地家屋調査士会連合会新人研修・中部ブロック協議会新人研修

（欠席者に対する指導）

第８条の２　指定研修欠席者に対する指導に必要な事項は、理事会が別に定める。

（努力義務）

第９条　会員は、前条に定める研修を除いては、この規則に基づく研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第２章　会員研修

（定例研修）

第 10 条　会員を対象に、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)として必要な知識、技能等を修得するため、調査士の業務及び制度、関係法令、その他一般教養等に関して実施する。

２　定例研修のうち特に必要と認めるものは、会長が必修研修とすることができる。

（特別研修）

第 11 条　受講希望会員を対象に、調査士業務ないし関連業務についての専門的知識、技能等を修得するため必要に応じて開催する。

２　特別研修は、受講者に対して受講料の負担を求

めることができる。

（補助者の参加）

第 12 条　前２条の研修には、研修内容によって会員の補助者の参加を認めることができる。ただし、会則第101条第１項の規定に基づき本会に届出のある補助者（以下「登録補助者」という。）に限るものとする。

第３章　新入会員等研修

（対象者）

第 13 条　本会へ入会後１年以内の会員（以下「新入会員」という。）を対象とする。

（入会時研修）

第 14 条　本会へ入会時に、調査士としての倫理、職責、本会の会則等会員としての心得の修得のために実施する。

（新人業務研修）

第 15 条　新入会員を対象に、調査士としての倫理、職責、業務処理等に関する研修を開催する。但し、土地家屋調査士法第４条に定める調査士となる資格を有する者で、本研修後速やかに本会に入会を希望する者のうち、会長が認めた者は、本研修を受講することができる。

２　新入会員が前項の研修に欠席した場合は、当該会員を再度次回の新人業務研修の受講対象者とする。

３　第１項但書の対象者は、研修の申込時に別紙様式による誓約書を提出し、会長の承認を得るものとする。

第４章　役員等研修

（役員等研修）

第 16 条　任期満了による役員改選後、新役員が円滑に会の運営に参画するため、役員全員及び会長が必要と認める会員の研修を総会の終了後２ヶ月以内に行う。

第５章　補助者研修

（補助者研修）

第 17 条　登録補助者を対象とし、必要に応じて実施することができる。

第６章　雑　則

（規則の改廃）

第 18 条　この規則の改廃は、理事会の決議を要する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１５年９月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、平成２１年１月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年３月１５日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、令和３年６月１日から施行する。